平成２７年度魚沼市自立支援協議会第２回全体会　議事録

日時：平成２８年３月９日（水）１４：００～１６：１０
場所：障害児者生活支援センターかけはし　２階研修室

出席委員：
（障害者団体・家族）
　上田眞藏委員（魚沼市手をつなぐ育成会）
　井口正博委員（魚沼市家族会）
（相談支援事業者）
　大渕　武委員（うおぬま相談支援センター）
（障害福祉サービス事業者）
　佐藤ひろみ氏（魚沼地区障害福祉組合：代理出席）
　佐藤俊道　氏（社会福祉法人魚沼更生福祉会：代理出席）
　片桐敦男委員（社会福祉法人魚沼地域福祉会）
　岡本朝子委員（社会福祉法人雪国魚沼福祉会）
（保健・医療）
　桜井淳子委員（一般財団法人魚沼市医療公社）
（教育機関）
　田野辺智光委員（新潟県立小出特別支援学校）
（教育機関）
　小川　司委員（魚沼市教育委員会）
（企業・雇用）
　田中　勝委員（南魚沼公共職業安定所小出出張所）

欠席委員：
（障害者団体・家族）
　佐藤加代委員（魚沼市身体障害者福祉協議会）
　坂内正文委員（新潟自閉症協会連合会魚沼地区）
　宮　正伊委員（湯之谷工芸家族会）
（障害福祉サービス事業者）
　坂大　優委員（社会福祉法人魚沼市社会福祉協議会）

出席委員１１名（内、代理２名）、欠席委員４名

オブザーバー
　南魚沼地域振興局健康福祉環境部地域福祉課　井口課長代理
　魚沼地域振興局健康福祉部地域保健課　清水主査
　魚沼圏域障害者地域生活支援センターみなみうおぬま　堀口アドバイザー
　魚沼圏域障害者地域生活支援センターかけはし　舘川アドバイザー

障がい者就業・生活支援センターあおぞら　高橋主任就労支援ワーカー
魚沼市教育委員会子ども課子育て支援センター　星センター長
多機能型事業所なないろ　櫻井相談支援専門員
魚沼市福祉課　桜井主任

事務局
魚沼市福祉課　中村室長、桑原係長
うおぬま相談支援センター　勝室長、大平事務員

＜次第＞
１．開会
２．会長あいさつ
３．福祉課長あいさつ（厚生室長）
４．議事
５．その他
６．閉会

１．開会
出席委員９名、欠席委員４名、代理出席２名のため魚沼市自立支援協議会設置要綱第６条第３項に基づき、平成 27 年度第２回魚沼市自立支援協議会全体会成立、開会。
２名の代理出席者について、代理出席者を委員とみなして発言を許可する旨を委員に諮り、全員が了承した。

２．会長あいさつ

３．福祉課長あいさつ

※　議事の前に、社会福祉法人魚沼更生福祉会六花園の岩井園長より、平成２８年４月１日に社会福祉法人雪国魚沼福祉会と合併することの報告がある。

４．議事
（１）専門部会について
平成 27 年度の取り組みと平成 28 年度の課題について、配布資料をもとに魚沼市福祉課桑原係長と、うおぬま相談支援センター勝室長から説明した。
①相談支援部会
勝室長から、継続課題「基幹相談の機能強化」「障害福祉サービスと介護保険制度の調整」「医療機関と相談のつながり」に加え、新規課題として「特別支援学校等から就労継続支援Ｂ型事業の利用を希望される方の手続き・対応について」「日中一時支援事

業の夏季利用調整・検討」に関する会を設けたことについて報告がある。

○　基幹相談の機能強化：相談支援事業所連絡会を毎月実施していること、障害児相談については療育支援部会との連携、相談支援専門員の確保については継続して法人懇談会等で働きかけていきたいこと。

○　障害福祉サービスと介護保険制度の調整：高齢障害者のサービス利用についての課題について同時期に介護分野でも整理、検討がされていたため、平成 28 年度はすりあわせを実施したいこと。実施を自立支援協議会がするのか地域ケア会議がするのかは今後調整が必要なこと。

○　医療機関と相談のつながり：魚沼圏域及び魚沼市の医療環境が変わったことにより、障害者支援のしくみやつなぎ、体制も大きく変わってきていること。医療機関における入院から退院といった動きや福祉サービスへのつなぎ、地域生活における福祉サービス利用手順の確認等、市立小出病院との間で連絡会をもつ方向で調整中であること。

○　特別支援学校等から就労継続支援Ｂ型事業の利用を希望される方の手続き・対応について：Ｂ型事業所での実習先評価と学校生活の様子からアセンスメントを可能とし、保護者と確認しながら進めていくことにしたことで成果があったと思われるため、平成 28 年度についても継続したいこと。

○　日中一時支援事業の夏季利用調整・検討：以前協議会で実施し、事業担当者で開催していくこととなったが異動等により続かなった経過もあり、また市外利用者の増といった課題もあることから相談支援部会の位置づけで実施したこと。懸案事項にある「市外利用者の制限の検討」については、市外利用者の居住地で週３日程度、児童の受け入れ可能な事業が立ち上げられる予定であること。

小 川　　司 委 員：　新規課題「日中一時支援事業の夏季利用調整・検討」の関係機関の動きに「公立学校介助員の活用」とある。平成 27 年度でいえば公立学校の介助員は 24 名おり、長期休暇時は学校支援の空白でもあるため、理解者のひとりとして支援に携われる。

②就労支援部会

桑原係長から、就労支援部会には福祉的就労と一般就労の二面性があること、重点課題「一般就労移行者の就労継続支援」、継続課題「一般就労希望者への支援」「特別支援学校からの就労継続支援Ｂ型事業所利用（直Ｂ）」についての取り組みについて報告がある。

○　一般就労移行者の就労継続支援：市報で障害者の権利ということで特集を組んだところ、他の従業員の業務に支障をきたしているため障害者が雇用されればよいというだけでなく、他の従業員への配慮も必要ではないかという意見が寄せられていること。現在、魚沼市内では事業所の職員配置等の理由から活動できるジョブコーチがいないため有効活用できるようにしていく必要があること。

○　一般就労希望者への支援：前述の市民から寄せられた意見からも、就労支援事業所は障害者が一般就労するために必要な支援ができているのか再考する必要があ

ること。

○　特別支援学校からの就労継続支援Ｂ型事業所利用：直Ｂについては、相談支援部会で説明があったとおりであるが、Ｂ型事業においては利用に年齢上限がないため目的外の利用も見受けられること。「生産活動」は生活介護事業でも実施可能なため、法人事業所で提供サービスについて検討が必要であること。

田野辺智光委員：　まず資料の標記について、「専門部会や関係機関の動き」の欄の【Ａ型】に「特別支援学校卒業生については特別支援学校に相談すればよい」とあるが、これだと投げられているように受け取れるため「相談するとよい」に修正するとよい。

直Ｂについては、Ｂ型利用希望者が移行支援事業所で該当しないという評価をもらってからＢ型を利用するという制度だが、魚沼市はＢ型事業所の実習評価と学校生活の様子からアセスメントを行い、本人、保護者と相談していただけるように配慮いただいたことはありがたかった。次年度以降も継続していただきたい。

就労移行支援事業、就労継続支援Ｂ型事業、生活介護事業といったサービスは利用者のランク付けではない。実習の評価も含め、利用者本人が望むサービスを快く受けられるように、魚沼市地域全体として考えていただきたい。

＊堀之内工芸において利用者の受け入れ拒否があったことについて（経緯・問題提起）

直Ｂの手続き、実習を経て 12 月に事業所利用が決まっていた生徒が１月中旬に受け入れ拒否をされたケースがある。失意の中、急遽２月から３月にかけて湯之谷工芸、ひろかみ工芸で実習を行い、結果として両事業所ともに週５日間の利用可能との評価を得た。堀之内工芸でＢ型から生活介護へと通告された生徒が湯之谷工芸、ひろかみ工芸では移行支援事業でもできるのではないかと評価された。このような生徒の見取りの違いはどこから生まれるのか？堀之内工芸の所長が言う通り支援員の力量不足と言うのも否めず、また、障害のとらえ方、支援に向き合う姿勢、人間力など、支援員の資質を疑う面も見られた。以上のような経緯から次の３つを問題提起したい。

①　生活介護の福祉サービスを軽視していること

Ｂ型で面倒見切れない生徒は生活介護へ回される問題。事業所がＢ型で対応できないことを理由に、生徒本人が希望していない生活介護に移るように言われたが、このようなサービスの考え方では、本当に生活介護事業を必要としている障害者に大変失礼である。進路や福祉サービスはランク付けの考え方ではない。支援学校がランク付けの教育をするようになったらおしまいである。一人一人その子なりの生活があって、必要とするサービスがあるべきで、今の福祉サービスの考え方を見直してほしい。今回の堀之内工芸のような考え方であれば、そのサービスを選ぶ人はいなくなると思われる。選んでもらえる施設になってほしい。

②　長期に渡り、実習に取り組んだにもかかわらず、生徒の実態把握、評価、アセスメントの意味をなさなかったこと

今回対象となった生徒は２週間、３週間をそれぞれ２回と長期に渡り実習を行ったが、１月中旬過ぎにＢ型から生活介護へ移ることを言われ、さらに生活介護で実習するように言われた。つまり、これまでの実習でその子の様子が見取れなかったという証拠である。ここにも所長の言う職員の力量不足が伺える。事前に行っている実習がきちんと評価を受けるものであってほしい。

③受け入れ拒否の理由が他害の問題があるものの、職員の力量不足を理由とされたこと

→　障害者と職員の信頼関係作りがなされない関わり方がある

示された受け入れ拒否の理由は、他害があること、支援員の力量不足であったが、まず、対象の生徒を怖がっている。いつ暴れるかわからない、暴れたら薬を飲ませればいいのか、不調の日は休んでほしいなど、本人、保護者の前で耳を疑うような発言があった。障害者の見方がおかしいのではないか。このような支援者の中では信頼する関係は生まれないため、まずは、その子と仲良くなり、かわいいと思えるようになることができれば、テクニック的な支援でなく、人間味ある支援に変わるはずである。これからは保護者が安心して預けられる、ここに預けたいと思えるような施設に変わっていただきたい。併せて、利用希望者を快く受け入れ、快くサービスを提供する支援員となることが望まれる。

佐　藤　俊　道　氏：　魚沼市が示した直Ｂの方針は、就労移行支援事業所としてもありがたかった。

サービスの質や職員の資質向上については、事業所単位でなく法人や地域全体で考えていかなければならない。

岡 本 朝 子 委 員：　Ｂ型事業所の現状として、職員の力量もだが障害の多様化もあり、研修を受講したりしているが現場が追いついていかない現状にある。

田 野 辺 智 光 委 員：　特別支援学校高等部の評価は上がっており、高校卒業後に特別支援学校に再入学したいとの問い合わせもいただくが、特別支援学校は高校卒業後の再入学は認められていない。

③療育支援部会

桑原係長から、重点課題「魚沼市における療育支援体制整備」、継続課題「相談支援ファイルの活用」の取り組みについて報告がある。

○　魚沼市における療育支援体制整備：魚沼市においては、児童発達支援法によるサービスを提供している事業所はケアステーション魚沼だけだが、子育て支援センターを核とした取り組みを市単独事業として実施していること。医療との切り離しができる課題ではないことから圏域と連携していく必要があること。

○　相談支援ファイルの活用：困り感のある児や保護者に対して活用の推進をしていきたいこと。母子手帳等、全員に配布されるものを活用できるかどうか、市の関係部署で検討するよう提起したいこと。

小　川　委　員：　相談支援ファイルの今後の使い方についてだが、すでに配布してあるファイルについて、実際に使っている方の声、現状のファイルの使い勝手等の声を教えていただきたい。

桑　原　係　長：　配布後の追跡ができていない。子ども子育て支援計画でも課題としている。

星子育て支援センター長：　利用者からの声は特にない。現在は、関心を示す方には進めて持ち帰っていただいているが、実際の使用状況はわからない。

小　川　委　員：　特別支援学校からも配布のご協力いただける旨ご連絡いただき、20 部程度預けている。

全体配布については、予算をかけていくことがニーズに合っているのか、使いにくさがあるのではないか等の検討が必要ではないか。

桑　原　係　長：　利用実態の把握については、利用者だけでなく関係機関への調査等も検討する必要があると思われる。

④地域生活部会

桑原係長から、重点課題「地域生活支援拠点」について報告がある。

○　地域生活支援拠点：　地域生活支援拠点は 24 時間、365 日の相談、緊急対応が求められていること。法人懇談会では、各法人の経営計画においても検討しても

らうことをお願いしたこと。介護分野との連携が重要であり施策に反映していきたいこと。

勝室長から補足説明がある。

○　地域生活支援拠点については、地域ごとにイメージの違いがあること。今まで利用者から求められて応えきれなかったニーズに焦点を当てて、障害だけでなく介護や医療分野との連携も同時に取り組みたいこと。

舘川アドバイザー：　地域生活支援拠点について法人懇談会で話をしたとのことだが、各法人からはどのような話が聞けているのか。

桑　原　係　長：　当日の会議録は本日持参していないため、詳細については省略させていただきたいが、施設整備については資金面での補助がなく苦しいことが発言されていた。現在、ひろかみ工芸やわかあゆ社といった指定管理の物件について、都市計画等とも関連してくる。

中　村　室　長：　24 時間相談機能等については各法人から活用できるものがあるか情報収集する必要がある。各法人の具体的活動内容や今後の予定を長期的な視点で話し合っていきたい。

桑　原　係　長：　24 時間対応については、障害分野だけでなく介護分野と連携して実施できるとよいと考えている。

舘川アドバイザー：　まずはニーズ調査から取り組んでいただきたい。そのほうが具体的にイメージしやすいと思われる。

桑　原　係　長：　ニーズ調査については、計画に３年ごととあるが平成 27 年度は実施できていない。平成 28 年度に意向調査を事業化する予定である。

⑤権利擁護部会

桑原係長から、継続課題「成年後見制度利用支援」について報告がある。

○　平成 27 年４月に引き続き、10 月にも成年後見制度利用支援事業実施要綱を改正したこと。迅速な判断と着手を可能とし、障害と介護それぞれの分野で２例ずつの実績があること。魚沼市社会福祉協議会が後見受任団体登録をしたこと。

小　川　委　員：　平成 28 年４月１日から施行になる障害者差別解消法について、魚沼市内の小学校９校、中学校６校の校長会で情報提供。学校、担任、保護者が信頼関係をつないでいく必要があることをアナウンスしている。

井　口　会　長：　全専門部会の報告等を通して、追加で発言をお願いしたい。

岡　本　委　員：　就労支援事業所、特にＢ型は利用者の受け入れに年齢上限がないため、身体が動くうちは何かやりたいけど他のサービスはあまりやりたいものがないという利用者が多くいるため、新しく利用を希

望する方がいても人数的に受け入れが難しい。年齢制限が必要かどうか、事業所単位でなく魚沼市全体として考えていく必要があるのではないか。

佐　藤　　氏：　就労支援に関しては、一般就労と障害福祉サービス事業所利用に関わらず、生活面についても地域全体として考えていく必要がある。就労には交通手段が必須だが、魚沼市の地理的状況から公共交通機関にも地域によって差があるため重要な課題だと思われる。

併せて、難病や生活困窮者への支援も検討が必要ではないか。

井　口　会　長：　災害時要援護者名簿を作成していると思うが、活用方法はどうなっているのか。活用できる体制となっているのか。

桑　原　係　長：　災害時要援護者名簿の根拠となっているのは、災害対策基本法が根拠となっている。収集した要支援者情報は関係機関に提供される。関係機関とは、警察、消防、社会福祉協議会、地域の自主防災組織、民生委員に加え、市長が必要と認めた機関となる。

名簿は、厚生室で作成している。危機管理室から各機関に提供されるが、現在は地域の自主防災組織にのみ提供しているようだが、今後、きちんと提供できるようにシステム導入を機に更新していきたい。

５．その他

（１）魚沼地域医療福祉保健連携研修について

魚沼圏域障害者地域生活支援センターみなみうおぬま堀口アドバイザーが、魚沼地域医療福祉保健連携研修について報告した。

○　県立小出病院が廃院となり魚沼市立小出病院が開院したことに伴い、医療、保健、福祉の連携を目的とし、平成 27 年度は現職員のレベルに合わせて実施したこと。今後も継続して実施することで、支援者の資質向上に結びつけたいこと。

（２）魚沼市自立支援協議会委員改選について

桑原係長が、任期満了に伴う魚沼市自立支援協議会委員改選が行われる旨を説明した。

○　機関選出の委員については、法人宛てに依頼すること。障害当事者の声を反映したいため公募枠を設け、適任者がいれば委員として協力を仰ぎたいこと。

６．閉会

会 議 名	平成２７年度第１回療育支援部会		
日時	平成２８年１月２８日（木） １０：００～１２：００	会場	障害児者生活支援センター かけはし　研修室
記録	うおぬま相談支援センター　大平由利江		
参 加 者	木嶋（小出特別支援学校）、阿久津（ケアステーション魚沼）、大平（魚沼学園）、大渕（障害児者生活支援センターかけはし）、星（子育て支援センター）、吉田（子ども課）、河原崎（健康課）、桑原（福祉課）、舘川（圏域かけはし） 大平（うおぬま相談支援センター）　（敬称略）		
欠 席 者	やいろの里、勝（うおぬま相談支援センター）		
議　　題	内　　容		
自己紹介 1　魚沼市における療育支援体制整備について	着席順に自己紹介を行った。 桑原係長より資料説明があった。 ・現在、魚沼市において児童福祉法に基づいて提供されているサービスは魚沼学園の福祉型障害児入所支援とケアステーション魚沼の児童発達支援事業と放課後等デイサービス事業の３種である。 ・魚沼市においては障害認定されていない児童への支援体制は未整備であることを課題認識している。 ・日中一時支援事業や発達障害児支援のあり方を議論していただきたい。 ①各機関の現状等 ○　子育て支援センター ・魚沼市において児童数は減少傾向にあるものの、つくしプレイ教室やステップアップ教室の対象となる児童は微増している。数としては微増だが率としては増加傾向にあると言える。核家族や母子家庭、父子家庭といった、家庭において支援の手が足りない家庭に多いように見受けられる。 ・つくしプレイ教室やステップアップ教室は職員、支援員の確保が難しく、臨時職員で対応しているため、支援にあたって経験の積み重ねが難しい。 ・児童発達支援センターの設置については、必要だと思うが方向性が見いだせないでいる。 ○　小出特別支援学校 ・小学部、中学部、高等部とあるが、近隣市に特別支援学校等が開設されたことにより、小学部、中学部の児童数が減り、校舎にもゆとりができてきた。 ・障害の差が拡大し、知的に高い児童と障害の重い児童、それぞれどのようにカリキュラムを組むか。 ・地域支援の一環で支援にあたった児童数は、小学生が延べ 21 名、中学生が延べ 11 名。		

議　　題	内　　容
	・WISK 検査、運営や支援方法へのアドバイス等、特別支援学級からのニーズが増加している。 ・中学校までを特別支援学級で過ごした生徒の進路相談で、特別支援学校か一般高校かの相談を受ける機会もあるが、一般高校に進学するケースが多い。 ○　魚沼学園 ・定員 20 名、現在の利用児童数 17 名のうち魚沼市の児童は 3 名。 ・短期入所は空床型で実施しているため、多い時でも 3 名。 ・日中一時支援事業を実施しているが、今後、放課後等デイサービス事業への移行が必要になってくると思われるため、平成 28 年度を準備期間としたい。課題を整理し、理解を得たいと考えている。 ・日中一時支援事業では、従来は利用していなかった児童の利用が増えてきており、送迎サービスを求められているが、運転員も含め人材確保が難しく実施に至っていない。 ・入所においては、今年度、高等部卒業予定者が 1 名いるが、現時点で 4 月の入所予定がないため利用児童数は 16 名となる。平成 28 年度には 2 名卒業予定のため、年々減っていくのではないかと思われる。 ・入所施設の利用児童をどうやって増やすのか、また他の事業とバランスよく運営するにはどうしたらよいか。 ○　かけはし ・日中一時支援事業においては、一時預かりの域を超え、個別対応や専門的対応を求められているため、放課後等デイサービス事業を視野にいれて検討を始めたところである。 ・市外からの利用希望者が多く、市内の利用希望者に応えられない場合もある。 ・放課後等デイサービス事業実施にあたっては、場所や人材の確保等といった課題がある。現在は、長期休暇時等は学校の支援員等をアルバイトとして雇用し、サービス提供にあたっている。 　→　学校の支援員は、長期休暇時は雇用期間外となっている。 ○　母子保健 ・乳幼児健診時に気づく機会が多い。 ・1 歳半健診から発達障害に気づき始めるが、現在はインターネット等の普及から保護者が事前に情報をキャッチし、心配で健診前に相談にくるケースもある。保護者が情報に振り回されている状況も多いため、正しい情報を伝えることに気を付けている。 ・魚沼市には心理士がおらず、言語聴覚士の協力を得て気になる子については、子育て支援センターや県が実施している療育相談、長岡療育園等といった医療機関につないでいるが、医療機関が遠く、つなげられず、敷居が高くなっている。近くに医療機関や訓練機関が必要。 ・発達支援の主軸を児童発達支援センターに担ってほしい。保健師も

議　　題	内　　容
	協力はするが、発達支援のプロというわけではない。専門職員を配置して支援できる体制がほしい。 ○　ケアステーション魚沼 ・重症心身障害児をメインに事業を展開している。 ・長岡療育園の医師が月 1 回来所し相談に応じているが、処方はできない。 ・理学療法士、作業療法士が隔週で来所している。 ・県事業で冬期リハビリテーションも実施しているが、すぐに予約いっぱいとなってしまう。理学療法士や作業療法士が来所しない時でも理学療法、作業療法に準ずる支援を心がけている。 ・送迎と入浴のニーズは多いが応えきれていない。 ・送迎範囲が南魚沼市や十日町市までと広いため、学校までは迎えに行くが帰りは自家送迎をお願いしている。また、長期休暇時は往復共に自家送迎をお願いしている。 ・入浴希望はあるが、機械浴槽が 1 据えのみで職員体制も十分ではないため、全員の希望には応えられてない。 ○　子ども課 ・学童は平成 27 年度から子ども子育て支援制度によって対象が小学校 6 年生までと拡大されたが、一人で留守番ができる 3 年生、4 年生くらいになると利用しなくなる児童が多い。何かしら支援が必要な児童は高学年まで利用する傾向がある。 ・平成 28 年度の利用申し込みが出そろっているが、50 名中 10 名が何かしら支援の必要な児童という率の高い学童もある。 ・学童に長く携わっている支援員もいるが非常勤職員である。支援員が相談できる機関が必要。 ・市内に放課後等デイサービス事業等が充実してくれば、利用するサービスの選択肢が広がる。 ②意見交換 ○　健診等にきっかけは作れても資源がないため、つなげられない ○　今ある資源をどう活用していくか ○　つくしプレイ教室、ステップアップ教室の給付化 ○　送迎は事業所の人員体制等により長期休暇時は送迎サービスができず福祉有償運送を利用してもらっている ○　児童発達支援センター ・十日町市は平成 27 年度から開始 ・立ち上げについては保健師が中心となって動いた ・施設整備補助金は地方公共団体や特別地方公共団体は対象外。国としては民間にと考えている ・専門職等の人材確保は民間事業者には難しいのではないか

議　　題	内　　容
	・立ち上げをリードするのは誰か →　障害、子育て、保健で合意が必要 ・十日町市は保健師が立ち上げに動いたということだが、十日町市と魚沼市では組織体制が異なる ・スーパーバイズだけでなく、実施機関としての役割も必要 ・十日町市の利用者保護者等からは、発達支援センター利用を強制された印象をもっているという声も聞く ○　特別支援学級 ・カリキュラムの変更が可能 ・補習的な考え方をする保護者もいれば、個にあった支援をしてくれると理解している保護者もいる ・学年相当の学力ではなく、個に応じた学力が身につく ・高校卒業後、どうするか、どうなりたいかといったことを、小学校段階で考えるきっかけを保護者に提供 ・保護者に説明するために、市内小学校共通のパンフレット等があるといいのではないか ※　療育支援部会の取り組みとして、市に不足しているサービスの再確認、再整理するところから始める。その際には、それがなぜ必要なのかも併せて考える必要がある。 ○　南魚沼市における児童発達支援の状況 ・児童発達支援センターは未設置 ・ニーズは高いがサービスは不足している。日中一時支援事業も総合支援学校内に１か所のため、魚沼市内の事業所や学童を利用。 ・障害認定されていない児童や保護者への周知を目的としたパンフレット作りに取り組んでいる。
2　新潟県及び魚沼圏域の状況について	舘川アドバイザーより配布資料について、全県の魚沼圏域それぞれの状況を示した資料であることが説明され、意見交換がされた。 ・課題整理表の記入を依頼されたが、これが今後どのように活かされていくのか ・健診から医療機関につながった後、地域保健とどのようにつながっていくのか ・18 歳以降の状況把握も必要 ・「つながる仕組み」を考えるに当たっては、堀之内高校から会議に参加してもらうことも必要ではないか

<table>
<tr><td>会 議 名</td><td colspan="3">平成２７年度第１回就労支援部会</td></tr>
<tr><td>日時</td><td>平成２８年1月１８日（月）
１５：００～１６：４５</td><td>会場</td><td>障害児者生活支援センター
かけはし　研修室</td></tr>
<tr><td>記録</td><td colspan="3">うおぬま相談支援センター　大平由利江</td></tr>
<tr><td>参 加 者</td><td colspan="3">若井（魚沼わさび苑）、佐藤（ひろかみ工芸）、大桃（またたびの家）、佐藤（なないろ）、高橋（就業・生活支援センターあおぞら）桑原（魚沼市福祉課）、井口・大平（うおぬま相談支援センター）、　（敬称略）</td></tr>
<tr><td>欠 席 者</td><td colspan="3">堀之内工芸、諸橋（湯之谷工芸）、岡本（わかあゆ社）</td></tr>
<tr><td>議　　題</td><td colspan="3">内　　容</td></tr>
<tr><td>1　事業所における現状について</td><td colspan="3">①事業所における今年度の取り組み
配布資料をもとに、それぞれの事業所が説明をした。

②事業所における課題
配布資料をもとに、それぞれの事業所が説明し話し合った。
≪サービス提供側≫
○　移行支援事業所
● 就労支援員が、就労支援員としての業務に専念できない
● 最長３年と有期限のため、利用者確保が難しい
● 就労訓練と生活面の課題を合わせて支援できるか

○　A型事業所
● 利用者に「賃金をもらう」「働く」ということがどういうことかの意識づけがうまくいかない
● 個を見極めて支援をしなければならないと思うが、なかなか支援しきれない
● 定員を増やしたいが支援がまわらなくなる
⇒ ・社会性を身につける支援や意識づけ等は、本来は移行支援事業所やＢ型事業所で支援すべきことなのではないか
・個を見極めての支援は必要だが、それは最低賃金を確保しながらというのは難しいのではないか
・移行支援事業所やＢ型事業所から利用に至った利用者の「できていない点」は、移行支援事業所やＢ型事業所に伝える必要がある
・特別支援学校卒業生については、特別支援学校に相談すればフォローしてもらうことができる</td></tr>
</table>

議　　題	内　　容
	○　Ｂ型事業所 ● 利用者の高齢化 ● 飽和状態となっている ● 利用目的が就労継続ではなく、見守り等になっている ● 生活支援が必要となってきている ● 利用に年齢制限がないため、サービス利用の見直しが難しい ・相当するサービスが介護保険にない場合、障害で ・介護保険対象年齢への到達がきっかけにならないか →　介護保険移行にあたって“気持ち”の準備期間が必要では ○　共通 ● 本来の役割を果たせていない ● 対象とならない人が利用している ● 支援方法の見直しができていない ・利用者が「できるようになる」ための工夫が足りない ・あいさつ、マナー等、職員自身を振り返る必要がある ・「働く」ための必要な支援ができていない ○　その他 ● 市内にジョブコーチがいない ③ジョブコーチについて ≪魚沼市の現状≫ ● 資格保有者は１名 ● 平成 27 年度から窓口等が変わり、市内事業所にはジョブコーチとして活動できる職員はいない ● 就労支援事業所職員がジョブコーチと同様の支援に入っている場合もある ≪就業・生活支援センターあおぞらからの情報≫ ● ジョブコーチ１名増 ● 従来は、法人内の事業所へのジョブコーチ支援は入れなかったが、企業在籍型を受講すれば同一法人内の事業所へも支援は可能となった ● 実習中は支援に入れない ● 雇用が確実にならないとジョブコーチ支援に入れないため、障害や個別によっては支援員が変わることが好ましくなくジョブコーチ支援に至らない場合もある ※　課題等について、1 月 21 日開催の法人懇談会において報告を予定している旨、係長から説明がある。

<table>
<tr><td>会 議 名</td><td colspan="3">平成２７年度第１回相談支援部会</td></tr>
<tr><td>日時</td><td>平成２８年１月１３日（水）
１５：００～１６：４５</td><td>会場</td><td>障害児者生活支援センター
かけはし　研修室</td></tr>
<tr><td>記録</td><td colspan="3">うおぬま相談支援センター　大平由利江</td></tr>
<tr><td>参 加 者</td><td colspan="3">井口（協議会会長）、櫻井（なないろ）、中沢、井口、須田、宮崎、矢島（うおぬま相談支援センター）、小林（福祉課）、大渕・勝・大平（うおぬま相談支援センター、事務局）　（敬称略）</td></tr>
<tr><td>欠 席 者</td><td colspan="3">舘川（圏域かけはし）</td></tr>
<tr><td>議　　題</td><td colspan="3">内　　容</td></tr>
<tr><td>1　開会

2　協議事項</td><td colspan="3">テーマ「介護保険対象者の相談支援・サービス調整について」
①相談支援から見た現状と課題
※　介護保険該当年齢に到達した利用者への相談支援は、相談支援事業所に共通する課題となっている　⇒　地域課題

◎　50 代後半～60 代前半
・新規相談
◎　65 歳直近
・新規相談
・継続利用
・生活保護受給者
◎　介護保険対象年齢
・継続利用
・新規で障害福祉利用を希望（本人、関係者）

＜現状＞
【利用者】
○　介護保険に移行した場合、現在利用しているサービスの内容が変わる
・特定の支援（代筆支援　等）が受けられない
・要介護度が出ず、サービス量が変わる
・希望（該当）するサービスがない
○　サービス提供事業所が変わる
・介護と障害、両方の指定を受けていない事業所もある
○　利用料が発生する
○　介護保険対象年齢に到達していることを理解できていない
○　事業所との気持ち的な部分でつながっていたい
○　65 歳から介護保険に移行するという制度自体を理解していない</td></tr>
</table>

議　　題	内　　容
	【事業所】 ○　就労継続支援Ｂ型事業所における介護保険対象年齢直近や到達後の利用者の受け入れ ・事業所において身体介護等が不要な場合、継続利用者を受け入れている ・就労支援に重きを置いている場合、新規ケースを断る場合がある 【相談支援事業所】 ○　障害福祉から介護保険への切替えの説明 ・誰（包括、障害）が ・いつ、どのタイミングで ・どうやって ○　介護保険移行にあたって、ある程度の基準がほしい ○　要介護度の関係で、サービスの現状維持が難しく移行できない ○　介護保険には日中活動のサービスがデイサービスだけになってしまうため、障害福祉と同等の提案ができず移行できない ○　介護保険は「おおむね 65 歳」とあるが、現状では 65 歳に到達していないと「介護ではなく障害で」と断られる ○　本人ではなく家族の状況等の変化から60代前半等で見守りや日中活動等の新規相談をもちかけられるが該当するサービスがない場合もある ○　60 代前半の居宅介護希望の新規相談の場合は、65 歳からは介護保険の訪問介護となることを予め説明し了解を得ている ○　就労継続支援Ｂ型事業所につなげている ・一般就労は無理だけどお小遣いくらいは ・就労移行支援に該当しないから ・生活介護には該当しないから ⇒　就労継続支援Ｂ型は今まで許容範囲が広かったため「なんでもＢ型」になってしまい、飽和状態となっている ○　居宅介護事業利用者の場合、ヘルパーからの情報が障害福祉から介護保険への見直しのきっかけとなっている 【魚沼市】 ○　審査会で、介護保険じゃないのかと指摘される場合もある ＜課題＞ ○　障害福祉から介護保険への移行に関する共通理解 ・ルール、原則、基本的な仕組み等、事業所も相談員も知識が曖昧 ・障害と介護で共通認識がもてるか

議　　題	内　　容
	○　50 代後半以降、特に 60 代からの障害者の希望に見合うサービスがなく、とりあえず利用可能なサービスに結びつけているため、本来の目的での利用ができなくなっている ・就労継続支援Ｂ型：就労継続でなく生活のリズム等が目的となる ・居宅介護：見守り中心 ○　障害福祉サービス利用の区切り（継続の評価）の考え方 ②　今後の方向性について ①の＜課題＞で上がった３点から、「障害福祉から介護保険への移行に関する共通理解」に取り組むこととする。 ○構成員を調整して会議を開催する ・介護保険の現状（包括支援センター） ・地域の現状（保健師） ・相談支援事業所

<table>
<tr><td>会 議 名</td><td colspan="3">平成２７年度第１回療育支援部会（連絡会）</td></tr>
<tr><td>日時</td><td>平成２７年８月２５日（火）
１５：３０～１７：００</td><td>会場</td><td>魚沼市役所
湯之谷庁舎３０２会議室</td></tr>
<tr><td>記録</td><td colspan="3">うおぬま相談支援センター　大平由利江</td></tr>
<tr><td>参 加 者</td><td colspan="3">山田（魚沼学園）、星（子育て支援センター）、吉田（子ども課）、五十嵐・河原崎（健康課）、大渕・勝（うおぬま相談支援センター）、舘川（圏域かけはし）、桑原（福祉課）、大平（うおぬま相談支援センター）　（敬称略）</td></tr>
<tr><td>欠 席 者</td><td colspan="3">なし</td></tr>
<tr><td>議　　題</td><td colspan="3">内　　容</td></tr>
<tr><td>1　各機関等の現状・課題</td><td colspan="3">● 配布資料について
・ 事前配布されている資料「別紙１」は、重症心身障害児と発達障害児に分類し、0 歳から 18 歳までの間の「地域における目指すべき体制」について新潟県自立支援協議会の療育支援部会でとりまとめた目標シートであり、平成 27 年度は現状と課題の整理を目的としている。

● 魚沼市障害者計画・第 4 期魚沼市障害福祉計画について
・ 障害者基本法に基づいた内容は 17 ページから 19 ページに、障害者総合支援法に基づいた内容は 52 ページから 56 ページに掲載されている。
・ 魚沼市における障害児福祉サービス又は施策の実施状況が 54 ページから 56 ページに掲載されているが、実際に市内で提供されている児童福祉法に基づく給付サービスはケアステーション魚沼の“児童発達支援”と“放課後等デイサービス”、魚沼学園の“福祉型障害児入所支援”の 3 種類である。子育て支援センターが実施している“つくしプレイ教室”や“ステップアップ教室”を給付事業としていきたい。

● 福祉課
・ 相談支援ファイルが活用されていない。
・ 重症心身障害児の保護者とは 4 年連続で懇談会を開き、ニーズを把握しているが、発達障害児に関しては福祉課に声が届いていない。
・ 母子保健、教育、福祉の連携が重要である。

● 保健師
・ 平成 27 年度から保健師が減員している中で事業を実施しているため、母子保健事業の展開だけで精一杯な部分があるが、“気になる児”についてはカンファレンスなどを開き、気に留めるようにしている。また、保健所の療育相談や“つくしプレイ教室”の利用を勧めている。
・ 健診時に保健師も発達チェックを行うが、保護者から発信がある場合もある。家庭では特変がなくても集団に入ることで見えてくる場合もあり、保育園での見極めや支援も重要となってくる。</td></tr>
</table>

議　　題	内　　容
	・　魚沼市障害者計画・第4期魚沼市障害福祉計画の17ページに加配保育士支援該当児童数168名で全体の10.1パーセントとあるが、未満児には加配されていない。保育園の人材確保も課題となっている。 ・　保護者が気づいていない時点で保育園から相談を持ちかけられるケースも多い。 ●　子育て支援センター ・　加配保育士支援該当児童数と加配保育士の割合は1対1ではない。 1保育士が複数の児を受け持っている状況にある。 →　加配保育士支援該当児132名に対し加配保育士は34名（公立保育園、平成26年10月1日現在）。 ・　つくしプレイ教室やステップアップ教室は、保健師や支援センターかけはしの協力も得て実施している。 ・　WISK検査を受けていない、診断がついていないといった場合、つくしプレイ教室やステップアップ教室を利用していても保護者の障害受容が難しい。 ・　“可能性のある児”をピックアップしているような現状だが、果たしてそれがよいことかどうか疑問でもある。 ・　相談支援ファイルについても、診断がついた後やWISK検査後なら使用できるのかもしれない。今後は相談支援ファイルを渡す相手、対象となる障害等の検討も必要となってくるのではないか。 ・　幼稚園、保育園は組織改革で教育委員会下の組織となっている。そのことについての検証も必要だと思うが、母子保健や福祉との連携については物理的に同じ庁舎にいるというだけで解決できることもあるように思われる。 ●　学童保育 ・　学童保育は、下校後の預かりが目的。保育料は家庭環境によって減免はあるが月額7,000円となっている。 ・　魚沼市内には9校の小学校があり、8校区に10か所の学童保育が設置されている。宇賀地小学校区にはなく、市がスクールバスを運行して堀之内小学校区の学童保育を利用してもらっている。 ・　平成27年度から学童保育の対象学年が小学校6年生までとなっているが、配慮の必要な児は高学年になっても利用する傾向にある。 ・　学童保育を利用していて配慮が必要な児については、保護者や保育園から必要な配慮等の情報提供を受けてリスト化し、それぞれの学童保育で把握し、保育園と連携するように努めている。500名ほどの利用児のうち配慮が必要な児は50名となっており、計画に掲載されていた割合とほぼ一致する。 ・　指導員配置は40名の児童に対し2名。加配対応している。

議　　題	内　　容
	・　要配慮の利用児には、ADHD が多く、アスペルガー、自閉症、広汎性発達障害という記載もある。 ・　新規受け入れについては保育園、幼稚園から情報を得るようにしている。 ● 魚沼学園 ・　日中一時支援事業は知的障害児が対象となっているが、成人の利用もあり、夏休み中は、普段利用していない児童の利用も見受けられる。 ・　日中の見守りがメインで、昼食を持参してこない利用児には給食も提供している。 ・　出入り口を施錠している。 ● 障害児者生活支援センターかけはし ・　児童が対象。 ・　夏休み中は利用児が増えるため、アルバイトを雇用して対応している。 ・　場所は地域振興センターの 1 階を借用しているが、児と成人が同一場所でサービスを受けるというのは人数的な点からも問題があり、夏休み中に関しては同一建物内の湯之谷保健センターも借用している。小出郷福祉センターや六花園の一部を借用したこともあるが、活動場所が分散すると支援者が不足する。活動場所について大きな課題である。 ・　日中一時支援事業は預かりが目的のはずだが、保護者からはマンツーマン対応を求められている。 ・　長岡市川口地区からの利用者も多い。 ● 圏域かけはし ・　今まで出された課題と同じような課題が他市町でも出されている。 ・　気づきについては、目に見えることは誰でも受容しやすい。家庭など個では問題なくても保育園など集団に入ることで見えてくる場合もあり保護者より支援者が先に気づくことがある。健診や保育園等との連携を円滑にしていくことが大切。 ・　保育園訪問をしていて気づくのは、保育士の困りごとは突き詰めると保護者支援である。関係機関や保健師の関わりも大切となってくる。 ・　健診や保育園、幼稚園での早期発見、支援、つなぎが活用しきれていない状況にあり、情報も活かしきれていない。保育園、幼稚園から就学について引継ぎはされている。しかし、言葉では伝わるが対応方法が引継がれていない現状があり、保護者の不満となっている。人材確保も大切だが基本的なことを学ぶ機会が重要ではないか。 ・　現在は「障害児だから福祉サービスを利用」している状態だが、これでは福祉サービスがパンクしてしまう。実際に福祉サービスがパンクしてしまい、もともとある地域資源の活用を検証し始めている市町もある。

議　　題	内　　容
	・　学童保育については、保育園や幼稚園からの引継ぎをしているとのことだが、すべてを学童保育で受け入れるのではなく、日中一時支援事業か学童保育かを選択するという手段もあると思われる。学童保育で対応できるケースなのかどうかの判断も必要となる。 ・　障害児は預かりに加え個別支援が必要となり、その場合は放課後等児童デイサービスの活用も考える必要がでてくる。 ・　相談支援ファイルについては、活用しきれていない市町が多く、保護者の負担感も大きい。障害を受容できていない場合は保護者がファイルを受け取ること自体も難しく、活用方法の工夫に加え、支援者への周知も必要。堀之内高校では“中・高連携シート”に「相談支援ファイルを持っているか」という項目を追加したところ、「ある」と回答した生徒もいた。 ●　うおぬま相談支援センター ・　相談支援センターとしては、サービス等利用計画作成以外では一般相談として“つなぎ”の部分への関わりとなってくると思われる。魚沼市内にはサービス等利用計画を作成できる相談支援事業所は2か所あるが、サービス等利用計画作成対象の障害児者が 360 人程度いる中、相談支援専門員は 7 名となっている。一般相談についてはうおぬま相談支援センター1 か所のため、相談支援事業全体の整理も必要となってくる。 ・　平成 27 年度は、ライフステージの横軸でのつながり等、手がけられそうな課題から少しずつ改善していってはどうか。
2　意見交換・確認	●　児童発達支援事業所というのは、どういうところを言うのか。 →　児童発達支援事業所というのはなく、児童福祉法に則ったサービスの中に“児童発達支援”がある。魚沼市内ではケアステーション魚沼が重症心身障害児を対象に実施している。 →　児童発達支援センターは児童発達支援に加え、地域支援が必須の児童に関する総合的窓口である。 ●　児童発達支援の対象に制限はあるのか、また誰が決めるのか。 →　給付の事業なので基本的には診断を受けており、未就学児童が対象となる。児童発達支援は通所支援のため、支給決定は市が行う。 ●　日中一時支援事業では見守りの場だけでなく、療育的、専門的な支援を求められている。 ●　幼稚園、保育園から小学校への引継ぎは年度内（通園中）に行われるが、児の入学は年度が変わってからになるため、うまく引継ぎがされているとは言い難い。

議　　題	内　　容
	● 障害児が利用できるサービス事業所はあっても使い勝手が悪い。 ● 保健所の療育相談は年４回しかなく､1 日に相談対応できる人数にも制限があり、相談したいときに相談できない。 ● 魚沼市内に医療機関としての資源がなく活用できない。 → 【情報提供として】南魚沼市民病院に、はまぐみ小児療育センターから２か月に１回、医師が来院する予定となっている。支援者に対しても助言を行うようだが、受診にあたっては原則として学校等からの紹介が必要となる。診療科設置にあたっては、南魚沼市の保健師がはまぐみ小児療育センターに直接交渉した結果、実現に至ったと聞いている。そういう活動も必要だと思われる。 ● 各機関で実施している保育園巡回訪問について聞かせていただきたい。 → ・ 【魚沼学園】巡回療育相談については聞いたことがあるが、保育園巡回については把握していないため確認する。 ・ 【子育て支援センター】圏域かけはしや特別支援学校とチームを組んで実施している。 ● 魚沼学園と小出特別支援学校の連携はどうなっているのか。 → ・ 調整会議というのを毎月 1 回実施しているが、調整会議は行事の確認等が主となっている。利用者の支援については担当者で随時行っていると思われる。 ・ 措置入所に関しては、児童相談所が主体となって進めているため最近は構成市町以外からの措置入所の児童が多くなっている。 ● 学童保育の指導員は有資格者なのか。 → 特に必要はないが、研修は受講してもらっている。現状では、保育士免許保有者が半数、教員免許保有者が数名となっている。 ● 保育園も学童保育も正職員が少ない。 ● 療育支援部会では、今まで事業所が利用者、保護者から求められたけれど応じられなかったニーズについて検討していってはどうか。 ● この会議は今回だけで終わる会議か。回数を重ねて検討していく必要があるのではないか。 → 9 月 1 日に開催される圏域の療育支援部会設置の検討会の内容を次回会議でフィードバックすることから始めたい。構成メンバーは固定としないが、本日の参集者の他にも声をかけ、継続していくこととする。

平成２７年度魚沼市自立支援協議会第１回全体会　議事録

日時：平成２７年６月４日（木）１４：００～１６：３０
場所：障害児者生活支援センターかけはし　２階研修室

出席委員：
（障害者団体・家族）
　上田眞藏委員（魚沼市手をつなぐ育成会）
　井口正博委員（魚沼市家族会）
　坂内正文委員（新潟自閉症協会連合会魚沼地区）
　宮　正伊委員（湯之谷工芸家族会）
（障害福祉サービス事業者）
　高橋真二　氏（魚沼地区障害福祉組合：代理出席）
　佐藤俊道　氏（社会福祉法人魚沼更生福祉会：代理出席）
　片桐敦男委員（社会福祉法人魚沼地域福祉会）
　岡本朝子委員（社会福祉法人雪国魚沼福祉会）
　坂大　優委員（社会福祉法人魚沼市社会福祉協議会）
（保健・医療）
　桜井淳子委員（一般財団法人魚沼市医療公社）
（教育機関）
　田野辺智光委員（新潟県立小出特別支援学校）
（企業・雇用）
　田中　勝委員（南魚沼公共職業安定所小出出張所）

欠席委員：
（障害者団体・家族）
　佐藤加代委員（魚沼市身体障害者福祉協議会）
（相談支援事業者）
　大渕　武委員（うおぬま相談支援センター）
（教育機関）
　小川　司委員（魚沼市教育委員会）

出席委員１２名（内、代理２名）、欠席委員３名

オブザーバー
　南魚沼地域振興局健康福祉環境部地域福祉課　井口課長代理
　魚沼地域振興局健康福祉部地域保健課　清水主査
　魚沼圏域障害者地域生活支援センターみなみうおぬま
　　江部センター長、堀口アドバイザー
　魚沼圏域障害者地域生活支援センターかけはし　舘川アドバイザー

障がい者就業・生活支援センターあおぞら　高橋主任就労支援ワーカー
魚沼市教育委員会子ども課子育て支援センター　星センター長
多機能型事業所なないろ　櫻井相談支援専門員

事務局
魚沼市福祉課　中村室長、桑原係長
うおぬま相談支援センター　勝室長、大平事務員

＜次第＞
１．開会
２．会長あいさつ
３．市役所福祉課あいさつ（厚生室長）
４．委嘱状交付
５．連絡・報告
６．議事
７．委員、オブザーバーからの連絡、情報提供等
８．その他
９．閉会

１．開会
出席委員１０名、欠席委員３名、代理出席２名のため魚沼市自立支援協議会設置要綱第６条第３項に基づき、平成 27 年度第１回魚沼市自立支援協議会全体会成立、開会。
２名の代理出席者について、会長が代理出席者を委員とみなして発言を許可する旨を委員に諮り、全員が了承した。

２．会長あいさつ

３．市役所福祉課あいさつ

４．委嘱状交付
機関選出委員の人事異動による委員交代のため机上への配布とした。

５．連絡・報告
（１）協議会の設置根拠、目的について
地域の実情に応じた福祉サービスの展開するために、協議会での協議、検討内容を行政は施策作りに、法人・事業所はサービス提供に反映させることを目的とすること。
テーマにおける作業については、専門部会において必要な関係者を招集して検討すること。

（２）魚沼市障害者計画・第４期障害福祉計画の配布について

今後３年間の方向性と目標が記されている魚沼市障害者計画・第４期障害福祉計画を策定したこと。

市が実施する自己評価に対する意見聴取の機会を協議会に設けたいこと。

（３）魚沼市第２次総合計画【期間：平成 28 年度～平成 37 年度】の策定について

魚沼市において「魚沼市第２次総合計画」の策定に取り組んでいくこと。

（４）特定相談支援事業所の指定について

平成 27 年４月から社会福祉法人魚沼地域福祉会多機能型事業所なないろが指定特定相談支援事業を開始したこと。

うおぬま相談支援センターとの連携、介護分野との連携が必要となってくること。

（５）魚沼市成年後見制度利用支援事業実施要綱の改正について

社会福祉法人魚沼市社会福祉協議会が法人後見を開始すべく手続きを行っていること。

障害者の権利擁護や権利行使のため手続きの煩雑さ等を見直し、障害者の権利が守られていく環境づくりを目指していること。

社会福祉法人魚沼市社会福祉協議会としては市民後見も視野にいれていること。

６．議事

（１）今期（平成 27 年度）の重点課題について

①地域生活支援拠点について

居住地を核に 24 時間 365 日の対応ができる拠点について、面的整備も含めて整備が求められており、既存の機能や施設をもって強化して対応したいこと。

ガイドラインでは広域もしくは単独と示されており、10 月頃を目途に構想を打ち出したいこと。

上田眞藏委員：　圏域ではなく市単独で設置可能か。

桑原係長：　可能であり、できるのであれば市単独で設置したい。６月 23 日に開催される魚沼圏域の連絡調整会議で構成市町の考えを伺いたい。

上田委員：　設置までの検討に時間だけかかっても意味がなく、１日でも早く、市内に１か所は必要。入所施設からグループホームへの移行は簡単なことではない。

桑原係長：　地域生活支援拠点は、在宅の障害者を支える仕組みである。

坂内正文委員：　法人や事業所において、どの事業所がどのような役割を担うかが大きな課題である。身近なところに必要だが、実際は設置してみないと具体的なことがわからないのではないか。

桑原係長：　介護でいうところの小規模多機能型事業所と同じような機能である（計画策定員会会長の発言より）。福祉課内でも介護と障害の連携強化を図りたい。

中村室長：　障害福祉サービス提供法人の懇談会でも検討しているが、事業

所で実施したい取り組みがあれば伺いたい。上田委員、坂内委員のご発言のとおり身近なところに必要と考えている。

高　橋　真　二　氏：　地域生活支援拠点のイメージはわかるが、運営を考えるとイメージできない。方向を探る必要はあると思われる。

佐　藤　俊　道　氏：　障害特性や地域性も考慮し、協議する必要がある。

岡 本 朝 子 委 員：　必要だが、雪国魚沼福祉会では考えられない。精神障害者の受け皿を増やしていきたいと考えるが簡単ではない。

坂 大　　優 委 員：　人材も必要であり目標をもつ必要がある。

井　　口　　会　　長：　他地域の情報を得る必要もある。

江 部 セ ン タ ー 長：　地域生活支援拠点とは、地域で生活している高齢になった方の在宅を支える仕組みである。南魚沼市と湯沢町においては今回の障害福祉計画では考えておらず、県内の他地域も様子を見ている状況である。

上　　田　　委　　員：　24 時間 365 日対応ということは、南魚沼市にあるマイトーラと似たようなところで、医療と結びつくということか。

桑　　原　　係　　長：　在宅障害者を支える仕組みで、困った時にいつでも相談できることが大切であり、法人懇談会でも検討する必要がある。

井　　口　　会　　長：　利用者は必要としているが、事業を実施する側にとっては難しく、課題が多いのではないか。

井 口 課 長 代 理：　国の動きとしては、平成 27 年度にモデル事業を実施し平成 28 年度に実施状況をフィードバックする。圏域として必要なニーズや何が不足か議論を深めていっていただきたい。

井　　口　　会　　長：　どこを整理するかということではないか。利用者や事業者が意見交換する機会も必要。

勝　　室　　長：　高齢障害者は年齢的には介護保険の対象でも介護分野ではサービスが不足する場合もあり、地域生活支援拠点をイメージしづらい。現状の課題を整理する場として専門部会を活用していただきたい。

②地域の療育支援体制整備について

魚沼市では法や制度に則ったサービスが少なく、教育、保健、福祉が連携して療育支援部会での協議が必要であること。

坂　　内　　委　　員：　専門機関の所在地が新潟市や長岡市と遠く、専門機関の方から魚沼市に来てもらう取り組みはたいへんありがたい。

田　野　辺　委　員：　重複学級在籍児は、気管切開や胃ろうといった理由から生活介護事業の利用となるが、看護師が常駐している事業所が少なく複数事業所を併用せざるを得ない。看護師常駐と入浴介助可能な支援員の配置を本人や保護者は望んでいる。

上　　田　　委　　員：　相談支援ファイルは、保育園や幼稚園から小学校へとつながるものだろうが生育歴等が記載されていくのか。

桑　　原　　係　　長：　いろいろな窓口で保護者が同じことを何度も説明しなくてもよ

いようになっている。

舘川アドバイザー：　魚沼市における相談支援ファイルの配布状況と活用状況を知りたい。

桑　原　係　長：　追跡管理はしていない。県の取り組みと同じく平成 22 年に魚沼市も開始したが強制ではない。希望者への配布とし、就学前や就学時相談窓口で配布しているが、保護者、保育士、教員の認知度も不十分であり、順次周知していく必要がある。

舘川アドバイザー：　相談支援ファイルは途切れない支援体制を整備するためのツールでもある。療育支援に関しては窓口が一元化しておらず、目指すべき支援体制を構築するためにも意見交換や協議が療育支援部会で必要と考える。圏域でも療育支援部会の設置を検討しており、そちらも活用しながら課題整理していただきたい。

坂　内　委　員：　情報の蓄積や共有、チームアプローチが大切になってくる。

③一般就労移行者の就労継続支援について

就労移行支援事業所や特別支援学校からの一般就労など、地域の資源を評価する余地があること。人材確保、ジョブコーチとしての従事に課題もあること。

井　口　会　長：　ジョブコーチ制度の変更点について説明いただきたい。

高橋みゆき氏：　ジョブコーチ制度自体ではなく財源と窓口が変更となった。ジョブコーチは障害者が就職、定着する中で大切な存在となるが、圏域では活動できる人が限られており圏域全体で検討する必要がある。

岡　本　委　員：　ジョブコーチは必要だが、利用者がジョブコーチになじめないという状況もあり、利用者とコミュニケーションをとれるジョブコーチを増やす必要がある。事業所の中でも育てていく必要性は感じているが、マンパワーが不足している。

片桐敦男委員：　就労継続支援Ｂ型事業を実施しているが、ジョブコーチ事業を実施するにはハードルが高いと思われる。

佐藤　（俊）氏：　就労継続支援Ｂ型事業からの就労もあり得る。定着することが大切で、離職しないための支援をするのがジョブコーチであり、就労支援事業所の支援員である。就労するにあたっては地域性から移動手段の確保が課題であり、地域生活部会と密な連携をとる必要がある。生活の基盤を考えなければ就労に結びつかない。

田野辺委員：　特別支援学校では在学中から相談支援事業所の相談員同席の上で面談を行っている。卒業後１年間は就業・生活支援センターあおぞらとフォローに入っており、２年目以降は必要に応じてフォローしているが、定着するためにはアフターケアが大切である。

宮　正伸副会長：　アフターケアが大切であり、専属で支援する人が必要である。

田中　勝委員：　定着についてはハローワークでもフォローできる。企業と連絡をとり、就業・生活支援センターあおぞらとも連携している。

上　田　委　員：　企業と障害者の橋渡しをしてくれる人が必要。

（２）平成 26 年度からの継続課題について

①成年後見制度利用支援について

成年後見制度利用支援事業実施要綱が改正されたこと。法人後見の受付スタートに伴い環境整備が必要であること。利用者が成年後見制度を利用しやすいように関係機関が手続きや利用へのサポートをしていく必要があること。

勝　　室　長：　制度利用を躊躇していた人たちに対しては勧めていきやすくなると思うが、専門部会では実際の取り組みを通して課題等の検討に取り組んでいけたらいいのではないか。

坂　大　委　員：　成年後見制度の利用支援については支援する側の体制を整える必要がある。専門員１人につき８～10 件を想定しており、今後は運営委員会を通してケース調整が行われる。７月開始に向けて手続きを進めている。

②基幹相談機能の強化について

平成 27 年４月より、指定特定相談支援事業所２事業所の水準を保つ必要があること。

堀ロアドバイザー：　全国的な動きとして、相談支援専門員が計画作成に奔走し計画を作成することだけに重きを置いてしまっている状況にあるが、相談支援専門員の質の向上が必要となる。相談支援専門員も各サービス提供の支援員も、利用者がサービスを使うことを中心に考えるのではなく、地域で暮らす障害者の地域での生活を継続することを目的に、各専門部会において共通テーマとして支援の質を高めていっていただきたい。

③障害福祉サービス利用者の介護保険への移行について

障害福祉と介護保険では提供されるサービスやサービス量の違いで利用者に不便をかけている場合もあること。65 歳で完全移行ではなく、支援の手段としてのサービスの確保が必要であること。地域包括支援センターと相談支援センターが、制度や特性などの点で相互理解、協力する必要があること。専門部会内で協議、研修の機会も必要であること。

④地域移行・地域定着支援の支給決定について

平成 26 年度実績は１名であり、利用者の底上げが必要であること。

⑤一般就労希望者への支援について

サービスを提供する上での基本は本人の目標は何か、どのように暮らしたいかであり、本人の希望に沿って必要な支援を考える必要があること。

高 橋　（ み ） 氏：　一般就労するにあたっては定着することが大切であり、生活面での課題も大きく関わってくるため、医療や移動についても大きな課題である。

⑥特別支援学校からの就労継続支援Ｂ型事業所利用について

特別支援学校卒業後すぐに就労継続支援Ｂ型事業所を利用する場合はアセスメントが必要であること。魚沼市内にはアセスメントが可能な事業所が２か所あること。

田　野　辺　委　員：　特別支援学校から卒業と同時に企業に就職する生徒もいるが、継続支援Ｂ型事業所を経由して就職する生徒もいるため、柔軟に考えていただきたい。

桑　原　係　長：　できるだけ柔軟な対応が望ましいと考えるが、不合格をもらうために通うことがアセスメントなのかという意見も聞く。利用者によってはアセスメントのためだけでも事業所に通えない場合もあるため、支給決定側でも話を聞き、柔軟な対応をしたいと考える。

⑦医療再編に伴う障害者の生活を支援する上での医療問題について

６月１日に魚沼基幹病院及び市立小出病院が開院し魚沼市の医療環境が大きく変わり、障害福祉施策に関する課題も出てきていること。

桜 井 淳 子 委 員：　市立小出病院が６月１日に開院したところだが、旧県立小出病院の玄関を入口として使用しているため外来までの動線が長くなってしまっている。正面玄関が利用可能になるまでに数年かかる見通し。開院当初ということもあり、院内を案内するスタッフと介助が可能なスタッフを配置して対応しているが継続できる体制ではなく、今後様々な問題が出てくると思われる。その時どう対応するかが大きな課題となってくる。

魚沼基幹病院への通院に関しては、小出病院からのシャトルバスの運行が６月２日に開始されたが、他の交通機関との乗り継ぎができず負担に感じる人もいると思われ、冬に向けていろいろなことが課題となってでてくると思われるため、様々な機関が知恵を出し合っていく必要がある。

井　口　会　長：　相談窓口はどこになるのか。

中　村　室　長：　シャトルバスに関しては魚沼市健康課が窓口となっている。

井　口　会　長：　通院の介助等の相談はどこにすればよいのか。総合的な要望を受け付けてくれる窓口はどこか。医療環境の変化に伴う施設設備、福祉サービス、医療等、どの問題にも対応してくれる一括管理できる窓口があることが望まれる。

宮　副　会　長：　医療だけの問題ではなく、魚沼市全体としての問題であり、医療がスムーズに受けられるように早めに対応する必要がある。

（３）新たな課題について

①第４期計画の進行管理に対する外部評価について

年度ごとに成果に対して評価をしなければならないこと。指標ができ次第、委員に提示し意見をいただく場を設定したいこと。

②障害者差別解消法施行に伴う課題について
新潟市は条例化して対応していること。

（4）質疑、意見交換

江部センター長：　自立支援協議会は市町村、圏域、県とあるが、現在はそれぞれが繋がっていない状況である。一番大切なのは市町村の自立支援協議会で、市町村で解決できるものは解決し、解決できないものが圏域、県の課題としてあげられる。障害福祉に関する習熟度、相談支援専門員や同じ立場で支援にあたる支援者のニーズの取捨選択、それを受ける行政の感覚、協議会での検討内容を委員それぞれが管理者に届けることが大切となってくる。

清水主査：　課題として挙げられていた介護保険へのつなぎ、地域定着支援、療育支援体制整備は、県で課題として話し合われていることと同じだったため、必要に応じて情報提供していきたい。

井口課長代理：　協議会や委員、関係機関の声をよく聞いて、情報提供していきたい。協議会で議論されたことが施策に反映される必要がある。

星センター長：　子育て支援センターでは、つくしプレイ教室やステップアップ教室を事業として実施しており、かけはしや特別支援学校から協力していただいている。今後、療育支援部会で事業についてもいろいろと相談していきたい。

舘川アドバイザー：　いろいろと課題が挙げられているが、どの課題をどの専門部会でやるのか、開催は頻度も含めてどう考えるのか。継続して検討することが大切だと思われる。

櫻井相談支援専門員：　平成 27 年４月から指定特定相談支援事業を開始。一人事業所のため、判断に迷うところが多く、情報共有が課題となっている。

田中委員：　事業所利用者だけでなく、就労を考えているという段階から連携させていただきたい。

以上（1）から（3）について平成 27 年度の取り組みとすることを井口会長が委員に諮り、全員が承認した。

７．委員、オブザーバーからの連絡、情報提供等

（1）研修案内

①就労支援セミナーの開催
日時：平成 27 年９月 17 日
会場：湯沢グランドホテル（南魚沼郡湯沢町）

②医療・保健・福祉連携研修会
日時、会場未定

８．その他
（１）魚沼市障害福祉サービスマップの更新

９．閉会